

川崎市保育士等就職・復職促進事業参加証明書交付に関する事務取扱要綱

30川こ子推第171号

平成31年1月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成30年7月30日子発0730第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱、「保育人材確保事業の実施について」（平成30年8月31日子発0831第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保育人材就職支援事業実施要綱等に基づき、川崎市が実施する保育士等人材の就職・復職促進事業（以下「事業」という。）に参加した者（以下「事業参加者」という。）に対し、事業に参加した事実を証明する証明書（以下「事業参加証明書」という。）を交付する際の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(記載事項)

第2条 交付する事業参加証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 事業参加者に関する事項 住所及び氏名
- (2) 事業参加者が参加した事業に関する事項 事業名及び実施年月日

(交付申請)

第3条 事業参加証明書の交付を希望する事業参加者は、事業参加証明書交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、交付申請書を提出するにあたっては、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

(事業参加証明書の交付)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請者の事業参加状況等の確認を行い、適当と認めるときは、申請者に事業参加証明書（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 前項に定める事業参加証明書の交付手数料は、無料とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付申請書提出時に提示すべき公的証明証等

事務取扱要綱第3条第2項に規定する公的証明書等については、次のとおりとする。

- 1 自動車運転免許証又は運転経歴証明書<道路交通法（昭和35年法律第105号）による>
- 2 住民基本台帳カード<住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による>
- 3 個人番号カード<行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による>
- 4 特別永住者証明書<日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による>
- 5 在留カード<出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による>
- 6 健康保険（国民健康保険を含む。）被保険者証又は被扶養者証<健康保険法（大正11年法律第70号又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による>
- 7 身体障害者手帳<身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による>
- 8 精神保健福祉手帳<精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による>
- 9 療育手帳<「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日発児発第725号厚生省児童家庭局長通知）による>
- 10 旅券<旅券法（昭和26年法律第267号）による>
- 11 雇用保険被保険者証又は受給資格者証<雇用保険法（昭和49年法律第116号）による>
- 12 労働安全衛生法による免許証<労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による>
- 13 上記各号に掲げる証明書等を提示することが困難である場合、官公署等から発行・発給されたものであって市長が適当と認める二以上の書類（個人識別事項の記載があるものに限る）

第1号様式

年 月 日

事業参加証明書交付申請書

(宛先) 川崎市長

(住所) _____

(氏名) _____

(電話番号) _____ () _____

年 月 日実施の(事業名) _____に参加したことについて、事業参加証明書の交付を申請します。

第2号様式

事業参加証明書

川崎市証明 第 号
住所
氏名

上記の者は、次の事業に参加したことを証明します。

- 1 事業名
- 2 実施年月日

年 月 日

川崎市長 印